

# 効かない証明書

## ——19世紀末、鎮江における通過貿易問題

村上 衛

はじめに	81
I 1880年代の「発展」	84
II 英籍華人黄如雨拘束事件	88
III 鎮江の通過貿易問題と「制度」	93
おわりに	98

### はじめに

---

中国において歴史的に形成されてきた既存の社会・経済の「制度」<sup>(1)</sup>は、開港後新たに中国に入り込んできた欧米の「制度」と接触・衝突することになる。その焦点が開港場であったことはいうまでもない。本論は、開港場の一つである鎮江における通過貿易をてがかりとして、中国の「制度」と欧米の「制度」の接触・衝突が何を引き起こしたのかを検討したい。

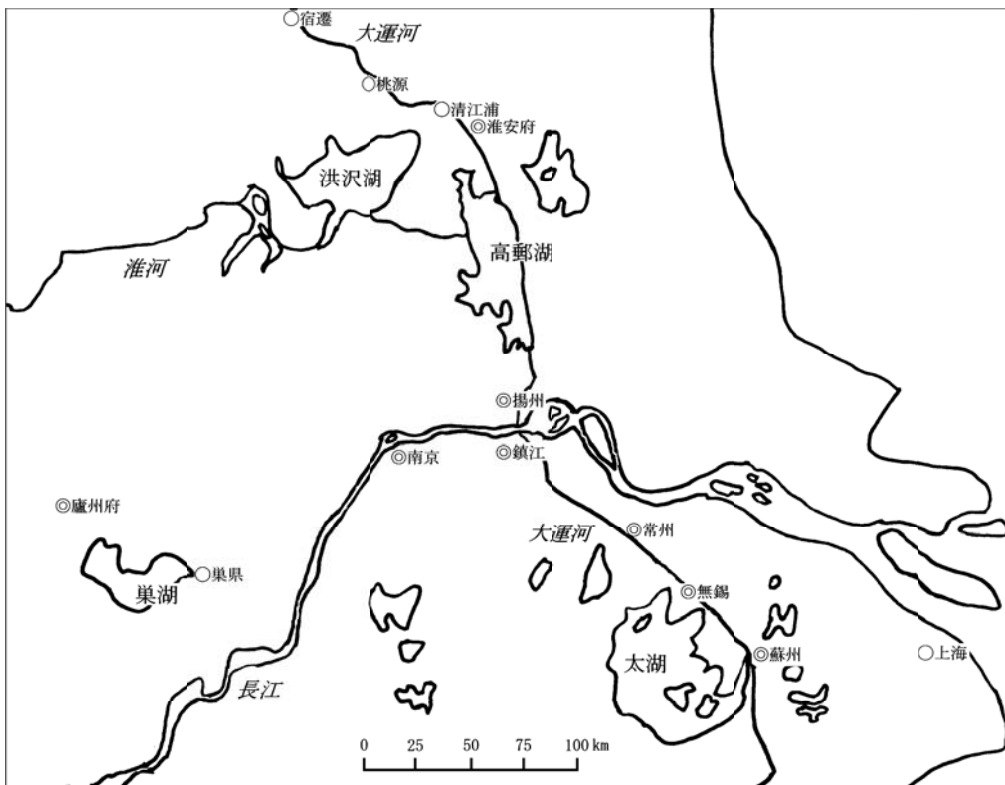
通過貿易 (transit trade) とは、外国人がアヘン以外の外国商品を国外から持ち込む場合と、中国国産品を内地から持ち出す場合に、関税の半額、免税品は従価2.5%という代替税 (子口半税) を支払えば、全ての内地関税を免除するという制度である。具体的には、中国製品の輸出の場合、あらかじめ三聯単 (輸出子口半税適用証明書) を入手し、出荷の際に通過する最初の釐卡で子口半税を支払えば、その後に通過する釐卡における課税を免除された。また輸入品は開港場で子口半税を支払い、その納税証明書 (子口半税単) の提示によって釐金の課税を免除されることになっていた。

この通過貿易制度は、中国内地における通過税の免除を目指してイギリス側が要求し、1858年の天津条約28条と附属関税規則第7条で定められた制度である。そして、太平天

国戦争勃発以来、清朝地方官僚が軍事費調達のために各地で課税し始めた釐金についても、それを適用して免除させることを狙っていた<sup>(2)</sup>。つまり、低関税による「自由貿易」というイギリスを中心とする欧米の「制度」を、清朝地方官僚が釐金徴収を背景として形成していった徴税機構という内地の「制度」を突き破って浸透させるツールとなるものであったとみてよい。

本論の舞台となる鎮江は、長江と大運河の接点という交通の要衝である。鎮江はこの大運河やその他の内陸水路によって北は河南・安徽・山東方面に、南は常州・無錫・蘇州を経て杭州に通じていたうえ<sup>(3)</sup>、近隣に豊かな農業地帯をかかえるという魅力的な位置にあった（地図1参照）。それゆえ、天津条約（1858年）によって鎮江の開港が決定され、1861年5月に正式に開港し、翌月には洋海関が設置されて徴税を開始した。

開港当初の鎮江は、太平天国戦争の打撃<sup>(4)</sup>によって、城内は廃墟になっていたうえ、郊外も荒廃し、貿易は行われていない状況であった<sup>(5)</sup>。しかし、天津条約・北京協約による長江沿岸諸港の開港にともない、鎮江には外国商社が上海に設立した旗昌輪船公司



地図1 鎮江周辺

出典：譚其驥主編『中国歴史地図集8 清時期』地図出版社、1987年、16-17頁。

(Shanghai Steam Navigation Co.)・太古輪船公司 (China Navigation Co.)・怡和輪船公司 (Indo-China Steam Navigation Co.)などの汽船会社が進出し、さらに1873年に設立された輪船招商局も航路を開設した。そして、これらの汽船会社によって倉庫や埠頭といった鎮江港のインフラ整備も進んだ<sup>(6)</sup>。その結果、鎮江における貿易は急速に発展し、漢口とともに長江貿易の中心になり、1880年代には上海、天津、漢口に次ぐ内地輸輸出に達している<sup>(7)</sup>。その背景には、上海と比較して釐金が低税率であったために、アヘン貿易が発展したこともあったが<sup>(8)</sup>、何より大きかったのが、濱下武志が指摘するように、通過貿易の発展である<sup>(9)</sup>。

鎮江の貿易はこの通過貿易に強く依存しており、1875年にはアヘンを除く輸入全体の78%が通過貿易であった。この通過貿易の発展によって、鎮江の後背地は江蘇・安徽を中心に、河南・山東・江西・湖北・湖南に拡大しており、同じく長江下流域に位置する九江よりもはるかに広い後背地をもつにいたった<sup>(10)</sup>。このような後背地拡大の背景には、中国糖を香港経由で移入することによって、輸入品とするといった手法が用いられたことがあった<sup>(11)</sup>。

こうした通過貿易をめぐる「不正」行為の中で最も深刻な外交問題となったのは、本野英一が注目するように、本来外国人が使用するはずの輸出子口半税特権を、中国人が三聯単を不正に取得することによって利用したことであった。これに対して1872年に鎮江道台（常鎮通海道）李常が三聯単の発効拒否を行ったために中英間の交渉となった。1877年には総理衙門が三聯単の有効期限を設けた4カ条の規定を設け、それに基づいて鎮江道

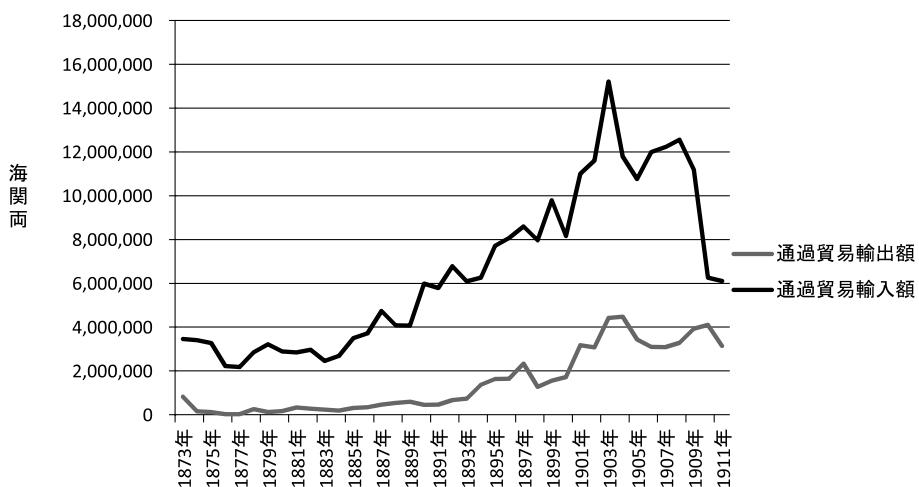


図1 鎮江の通過貿易

出典：各年度の海関報告

台沈敦蘭は鎮江章程<sup>(12)</sup>を作成し、これが各地での章程策定につながった。しかし、北京における総理衙門と各国公使の三聯単発効の規則策定をめぐる交渉や、上海への鎮江章程の導入をめぐる中英の交渉も失敗し、中国人商人の三聯単使用は続いた<sup>(13)</sup>。

このような曖昧な決着の中で、図1にみられるように、鎮江の通過貿易は順調に拡大を続けた。しかし、鎮江章程の施行以来、鎮江において通過貿易に関わる中英間の大きな紛争は、1893年に発生したイギリス籍華人の黄如雨（Wong Ju Yü）をめぐるものだけであった。それでは、鎮江章程制定後、通過貿易の拡大にもかかわらず、大きな紛争がほとんど生じなかったのはなぜなのか。なぜ、黄如雨の事件だけが中英間のトラブルとなったのか。以上の課題にこたえるために、以下では鎮江章程制定後の1880年代の通過貿易の状況を検討したうえで、黄如雨の紛争を取り上げ、最後に、1890年代における鎮江の通過貿易のあり方を展望する。そして上記の課題を考察すると同時に、通過貿易という欧米の「制度」と内地の「制度」の関係について考えてみたい。なお、史料は主に、当該期の通過貿易問題について最も詳細な記録を残しているイギリス領事報告を用いる<sup>(14)</sup>。

## I 1880年代の「発展」

---

鎮江章程制定の翌年、1878年2月、駐上海イギリス副領事ダヴェンポート（A. Davenport）は駐華イギリス公使フレイザー（H. Fraser）に対する報告で、鎮江における通過貿易の激増について言及したうえで、サンフランシスコや香港に輸出されていた金針菜（lily flowers）と牛皮に課せられる釐金について、次のような具体的な情報を提供している。

釐金における課税について、ある外国人商人が次のような情報を領事館にもたらしただ。金針菜は揚州を通過するとき、100ピクルあたり45両課税され、午後4時から午前8時までにはさらに20両を増徴される。もし商人が官僚の親類であれば、10両〔を支払うだけ〕で安全に通過できる。廬州から巢県を経由して到来する牛皮は100ピクルあたり15両課税される。桃源からの金針菜は淮関（淮安関）で100ピクルあたり47両課税され、夜間は通過できない。ただ、旧暦の11月から12月の間は100ピクルあたり10両の追加支払いで9時までには通過できる。揚州では同様の特典を5両で得ることができ、12月の間はその額（5両）の追加支払いによって夜の12時まで通過できる。宿遷からの金針菜については揚州と淮関は、桃源からの金針菜と同様の規則を適用する。

しかし、新たな章程の下、商人たちは牛皮や金針菜を鎮江において通過税と2.5〔%

の輸出税〕を支払って売却した方が利益があると気づいている<sup>(15)</sup>。

ここからは、釐金の場所、釐金を通関する時間帯・時期、清朝地方官僚との「関係」によって釐金の課税額が変化しており、一律でないことが分かる。そして、とりわけ牛皮や金針葉については、通過貿易の利用が有利と判断されており、商品によっては、鎮江章程が通過貿易の大きな障害とはなっていないことがうかがえる。そして、釐金制度が非常に複雑に運営されていた以上、通過貿易使用の有無といった判断は内地の事情に通じた中国人商人以外には困難であっただろう。

したがって、鎮江における外国人の中国人に対する名義貸しの状況にはまったく変化がなかった。同年5月15日の駐鎮江イギリス領事アレン（H. J. Allen）の報告では、

イギリス人商人が異なる買辦の経営の下、そして異なる商店の名義の下でいかなる数の商店を開こうとも、条約はそれを妨げるものではない。もしイギリス人商人が一定の額の個人の財産をそれらの商店に保持しているのなら、彼らは例外なく自身でそれらの商店を保護するだろうし、同時におそらく商品を売買するためのそれらの商店の構成員も増大するだろう。しかし中国人が海関における業務を容易にするために、彼らに名義を貸すことが当地のイギリス人の習慣であることは、長年にわたってよく知られている。それゆえイギリス人商店とされているものは実際にはしばしば中国人に所有され、彼らは自分たちのためにビジネスをする外国人に対して定期的に俸給を支払う。そして領事を通じて内地などにおける商品への違法な課税の返還の要求を迫る<sup>(16)</sup>。

とあり、イギリス人の名義貸しが広く行われ、イギリス人が事実上中国人に雇用されている状態に変わりはない。そして、イギリス領事が彼ら中国人が当局との間で引き起こす紛争に巻き込まれていることを示している。

しかし、アレン領事はイギリス人商人に対する取締りに踏み切ることができなかった。それは、アメリカ領事がアメリカ人商人の名義貸しする商店数を制限しない限り、中国人商人が代理人をイギリス人商人からアメリカ人商人に変更するだけであることが予想されていたからである<sup>(17)</sup>。つまり、アメリカをはじめとする外国領事が一致して対応しない限り、イギリス人商人だけが損失を蒙る可能性があったからである。

また、これに対する清朝側の対応であるが、道台は現在使用されている商店の名義には反対しないが、新たな名義には反対するとしており<sup>(18)</sup>、基本的に鎮江における中国人商

人に名義貸しの状況を認めていることになる。

もっとも、図1が示すように、通過貿易は輸入がメインであり、大規模な釐金逃れも輸入品でも行われていた。とりわけ中国産の砂糖や石炭が、香港経由で輸入品として扱われており、それによる通過貿易は拡大していた<sup>(19)</sup>。

一方で、海関やイギリス領事側は、鎮江の通過貿易が順調であるとはとらえていなかった。その最大の原因は、鎮江章程が上海に適用されないことにあった。1886年度海関報告においても、鎮江の外国人商人たちは、上海で発行された三聯単は、鎮江のように三聯単の発行から6カ月以内に商品の提示がなければ無効になるという制限がなく、上海で発行された三聯単を使用する商人が優位だと訴えていた<sup>(20)</sup>。事実、1885-1889年に鎮江において引き渡された三聯単の発行地をみると表1のようになり、鎮江章程のために鎮江を回避した結果、1887年に上海で発行されていた三聯単の数が鎮江のそれを上回るようになっていく<sup>(21)</sup>。

また、1888年5月の駐鎮江イギリス領事オクセナム（E. L. Oxenham）領事から駐華イギリス公使ウォルシャム（Sir J. Walsham）への報告によれば、上海への通過貿易の移動の背景には、鎮江章程に含まれていない規制が様々な時期に適用されたことがあった。そして、上海では主としてスペイン領事館によって三聯単が大量に発行されていた<sup>(22)</sup>。1890年1月の駐鎮江イギリス領事ホプキンス（L. C. Hopkins）の機密報告でも、上海では大量の三聯単が、良心のない外国人商人によって名ばかりの価格でいくつかの領事館を通じて獲得され、大規模に中国人によって売却されていると指摘されている<sup>(23)</sup>。

こうした状況についてオクセナム領事は1886年2月の通過貿易についての報告の中で、輸出子口半税制度が釐金の官僚に打撃を与え、中央財政の利益のために省財政を犠牲にしており、すべての通過税が北京に送られるために、地方官僚が通過貿易を敵視していることみなしていた。しかし、貿易の拡大と、貨幣のより自由な流通、多数の住民の財産が増えることは、江蘇省の利益にもなるのではないかとしており、規制の多い鎮江の状況に不満を述べている<sup>(24)</sup>。

表1 鎮江において引き渡された三聯単発行地

	1885年	1886年	1887年	1888年	1889年
鎮江	468	421	424	269	236
上海	260	364	484	497	598
総数	728	785	908	766	834

出典：1889年度鎮江海関報告

表2 清末鎮江における輸出子口半税単発行数・三聯単引き渡し数

年	輸入子口半税単発行数				三聯単引き渡し数			
	イギリス	アメリカ	中国	総数	イギリス	アメリカ	中国	総数
1873	9,916	3,678	0	13,615	560	349	0	969
1874	8,708	4,154	0	12,853	133	79	0	220
1875	n	n	n	n	111	60	0	177
1876	7,491	2,432	2	9,925	54	13	0	71
1877	8,009	1,836	90	9,935	44	21	0	78
1878	8,624	2,947	208	11,779	233	30	0	330
1879	8,556	3,749	67	12,373	99	17	0	247
1880	6,997	3,625	15	10,637	306	39	0	488
1881	6,099	3,169	22	9,317	410	111	0	553
1882	5,288	2,678	95	8,061	271	189	0	493
1883	4,739	2,476	376	7,591	276	195	0	521
1884	3,920	2,180	968	7,068	278	196	0	520
1885	3,808	2,287	1,130	7,225	441	166	0	728
1886	4,622	1,393	1,311	7,326	541	63	0	785
1887	4,980	1,565	1,653	8,198	556	51	0	908
1888	4,364	1,569	1,517	7,450	306	220	0	766
1889	n	n	n	7,700	235	370	0	834
1890	n	n	n	9,313	160	275	0	741
1891	n	n	n	8,635	156	156	0	606
1892	4,434	1,776	1,963	8,173	512	266	0	1,110
1893	4,010	1,437	2,214	7,661	609	326	0	1,356
1894	3,990	1,442	2,017	7,449	691	215	0	1,885
1895	4,597	1,677	2,133	8,407	667	164	0	2,563
1896	5,168	1,448	1,580	8,196	1,514	164	0	2,289
1897	5,076	1,504	1,561	8,141	3,093	125	10	3,228
1898	4,101	1,774	1,264	7,139	1,408	111	4	1,543
1899	4,317	1,918	1,099	7,334	1,595	27	4	1,874
1900	3,754	754	1,538	5,866	1,210	0	245	1,702
1901	3,220	1,455	2,071	6,746	2,023	0	514	2,992
1902	2,631	2,073	2,042	6,824	1,124	0	1,215	2,704
1903	2,407	2,493	2,067	7,631	848	0	2,502	3,985
1904	3,340	1,991	1,917	7,980	476	0	2,141	3,041
1905	n	n	n	7,900	n	n	n	2,632
1906	n	n	n	9,061	n	n	n	2,068
1907	n	n	n	9,492	n	n	n	1,885
1908	n	n	n	9,891	n	n	n	2,489
1909	n	n	n	10,017	n	n	n	3,106
1910	n	n	n	9,179	n	n	n	2,974
1911	n	n	n	7,896	n	n	n	1,963

出典：各年度の海関報告

むしろ、中央財政と地方財政の関係はオクセナム領事の考えるような単純なものではなかった<sup>(25)</sup>。例えば、江蘇省の場合は、李鴻章の江蘇巡撫時代にその財源に対する支配が進んでおり、松滬釐局や江蘇（蘇州？）牙釐局の税収は、淮軍の重要な財源となっていた<sup>(26)</sup>。羅玉東の研究によれば、江蘇省の釐金の中で、松滬釐局の収入は最も多く、蘇州牙釐局がそれに次ぎ、南京・揚州・通州・海門などを管轄する金陵局は3番目であったから<sup>(27)</sup>、釐金収入の重要な部分を江蘇省当局が完全に掌握することができなかったことが分かる。そうしたこともあって、江蘇省当局や鎮江の地方当局は、金陵局などの釐金収入と関連する鎮江の通過貿易の制約を図ったのであろう。とはいえ、鎮江における規制は上海における三聯単発行数を増やしたただけであり、清朝側にとっては解決策になっていなかったことが分かる。事実、鎮江で引き渡される三聯単の数は、1880年代にも増加しており、1892年以降は激増していくことになる（表2参照）。

以上のような問題はあったとしても、基本的に1886年2月のオクセナム領事の報告は、通過貿易の拡大を伝えるものであった。1888年度の鎮江貿易報告は、アヘンを除いても、外国製品の75%は輸入子口半税単のもとで内地に運ばれており、大規模にその通過貿易の特権が利用されていることを示していると述べている<sup>(28)</sup>。しかも、図1が示すように、その後も通過貿易は輸入が急増していたのみならず、輸出も次第に拡大していた。様々な制約にもかかわらず、鎮江における通過貿易の発展がとどまることはなかった。こうした通過貿易の発展の中、1893年に黄如雨の事件が発生した。

## II 英籍華人黄如雨拘束事件

### 1 事件の発生

東南アジアを中心とするイギリス領植民地に生まれ、イギリス臣民となった華人は、中国に渡来して、その条約特権を利用することによって、清朝地方官僚や現地の住民と様々な紛争を引き起こした。とりわけ、清朝地方官僚との間では、外国籍の有無や通過貿易の利用が紛争の原因となった<sup>(29)</sup>。英籍華人そのものがほとんど存在しなかった鎮江において発生した黄如雨の事件も<sup>(30)</sup>、基本的には廈門をはじめとする華南のその他の開港場で発生していた事件と同様の文脈に位置づけることができる。まず、事件発生の状況をみておきたい。

1893年6月11日の駐鎮江イギリス領事カールズ（W. R. Carles）のオコナー（N. R. O'Connor）公使への報告によると、6月10日、鎮江道台黄祖絡の審問に答えるため、黄如雨は委員にとりなわられて鎮江城内に入り、そこで拘束された。委員によると、告発の原因



は、黄如雨が好ましからぬ人物であり、釐卡において黄如雨が騷擾を引き起こしたことにあった<sup>(31)</sup>。カールズ領事によると、その釐卡では、黄が委託されていた証明書のある商品、すなわち三聯単によって免税となるはずの商品が正当な理由無しに留置されていたとされる<sup>(32)</sup>。つまり、黄の拘束は通過貿易をめぐるトラブルが原因であった。

一方、黄如雨の身分であるが、黄は、10年前に鎮江イギリス領事館でイギリス臣民として登録していたが、その後は登録せず、中国の服装や慣習に従っていたため、黄の父がペナン生まれであると確認できない限り、黄のイギリス籍を認めることはできないとカールズ領事は黄に述べていた<sup>(33)</sup>。1868年に当時の駐華イギリス公使オールコック（R. Alcock）が定めた服装によって国籍を区別するという服装規定は、当時はすでに形骸化していたが<sup>(34)</sup>、両親がイギリス領生まれかどうかはイギリス領事の保護対象になるか否かという点で決定的に重要であった。

また領事は5月9日に黄如雨への書簡で、黄が登録しない理由とパスポートの取得を尋ねているが、数日後に領事館に現れた黄如雨は、登録していない理由は、鎮江から離れたところに居住していたため、登録やパスポート取得を怠っていたためだとしている<sup>(35)</sup>。したがって、保護対象かどうかは、拘束時点では不明であった。

とはいえ、カールズ領事は清朝側の拘束に同意せず、領事は黄に2カ月以内に彼の出生証明書提出を要求するとしつつ、黄如雨を鎮江府に送付することに反対した。しかし、道台は領事に連絡することなく、10日夜半には鎮江府に黄を送付してしまった<sup>(36)</sup>。

6月12日、黄如雨とその両親はペナン生まれであるという証言を上海総領事のハネン（N. J. Hannen）の電報から得たカールズ領事は、道台に使者を派遣して、黄の釈放を再度要求し、翌日には道台への書簡でそれを確認した。

これに対し、6月14日の領事宛書簡で、黄祖絡道台は黄如雨が通過貿易による密輸の独占を図り泰昌行（Messrs Wadleigh & Emery）やその他の外国商社に雇用され、官僚であると偽装し、釐卡で騷擾を引き起こしたとした。そして、紛争が起きたためにイギリス領事館に現れてイギリス籍を主張したとみなし、彼がイギリス人であろうとなかろうと、その不当な行為は認めがたいとした。さらに黄如雨の国籍については福建省同安県出身であり、中国人であるのは間違いないとした<sup>(37)</sup>。ここで黄如雨の国籍と黄如雨の釐金逃れという争点が、双方から明確に示されたのである。

## 2 釐金局と黄如雨の紛争

実際、黄如雨は釐金局と頻繁に紛争を引き起こしていた。1892年12月にイギリス人商人スターキー（Starkey）が三聯単に基づいて搬出しようとしていた商品が江蘇省北部の

釐卡で留置される事件があり、道台側は商品の留置を解除するように命令を出したが、領事に対して原因として商品を委託された雇人が検査を拒否したことにであると述べている。また、1893年3月にはアメリカ人商人エメリー（Emery）の三聯単に基づく商品が課税を拒否し、釐金局員の検査によって遅滞する事件が発生した。そしていずれの場合も雇われていたのは黄如雨であった<sup>(38)</sup>。

さらに1893年5月には、イギリス人のグレゴイン（Gregoin）とエメリーの三聯単発行済みの商品が江蘇省北部で留置されたが、その両方のケースで雇われていたのも黄如雨であった。道台は商品の留置解除を命じたが、命令は無視された。道台による再度の命令で、23隻に達していたボートの移動が許可されたが、5マイル先の釐卡で再び停止させられ、道台が再び発した命令により移動は許可されたが、留置は合計3週間に達した。この際にも、商品100ピクルあたり2000文の違法な要求がなされたことを拒否したのが留置の原因であるとイギリス領事は道台に対して主張した。それに対し道台は、黄如雨が商品の検査を拒否したことに、三聯単のない商品が含まれていたこと、そして黄如雨は多くの人々を集めて釐金局で騒擾を引き起こしていたことについて不満を述べている<sup>(39)</sup>。

これらの事件の結果、黄如雨が3人の外国人に雇用され、イギリス人として業務に携わっていたことが判明した。また、黄如雨によれば、釐卡で三聯単を得た商品に対して違法な重税が課せられると、彼は釐卡で商品を通過させるために派遣されていた。釐卡の役人は彼らの収入の損失に憤慨していたため、機会があれば黄の商品を手に入れていた。そして、急派された黄如雨が商品の通過を急ぐために最終的に要求額を支払うこともあった<sup>(40)</sup>。

ここから、1892-1893年に鎮江において通過貿易をめぐる発生した紛争のほとんどが黄如雨に関係していたことが分かる。黄如雨は、釐卡における商品留置の解除を専門的に請け負っていただけでなく、事実上鎮江の輸出通過貿易の内、相当な部分を担っていた可能性が高い。当然これは、黄如雨と地方官僚との関係を悪化させていた。5月中旬、黄如雨はイギリス領事館に現れ、しばしば三聯単で証明済みの商品留置に不満を持つ黄如雨に対して憤慨している官僚による逮捕を回避するため、鎮江府から逃げなくてはならないとカールズ領事に述べている<sup>(41)</sup>。黄如雨自身、通過貿易をめぐる紛争から、すでに清朝側による拘束を予期していたのである。

### 3 国籍問題と事件の解決

このように本来、黄如雨の拘束は通過貿易が背景にあったはずであるが、中英の交渉では黄如雨の国籍が問題になった。国籍問題については、カールズ領事による黄如雨の身分についての確認が進められた。カールズ領事が確認したところでは、黄は駐上海イギリス

領事館では1872年にペナンから来たイギリス臣民として登録していた。その後、登録が継続していたかどうかは不明だが、1878年と1879年に駐蕪湖イギリス領事館において「中国系、イギリス領でイギリス領生まれの両親の子として出生した人物」として登録され、その後に鎮江に移動していた。この登録の際に審問を行ったダヴェンポート代理上海領事は、「黄如雨は当地に何年か居住し、イギリス臣民と認識されている」と記述していた。さらに上海の船舶登録局に勤務する華人のレオン（Leong C. Wing）は、彼がペナンで黄と同じ学校に通い、黄とその両親が植民地生まれだと領事に伝えてきていた<sup>(42)</sup>。

こうしたイギリス側の根拠に対し、中国側では、道台が、黄如雨が福建会館の成員であり、最近2年間も会館の祭祀の際に行われた劇に寄付しており、また道台衙門においても福建人として振る舞っていたから福建人であり、すなわち中国人であるとみなすとしていた<sup>(43)</sup>。両江総督劉坤一も同様に、同郷人のみが会館の祭祀に寄付できるということを、黄が中国人であるという根拠としていた<sup>(44)</sup>。また、黄が中国服を着用していたことも中国人である根拠とされた<sup>(45)</sup>。

こうして、国籍をめぐる点においても双方が真っ向から対立する中、カールズ領事の釈放要求に道台が応じないうちに、事件が両江総督劉坤一に伝わり、解決は一層困難になった<sup>(46)</sup>。そこで7月3日、領事は南京の両江総督に釈放を要求する書簡を送付したが<sup>(47)</sup>、9日付けの総督の返答は、上述の根拠で黄如雨が中国人であるとするものであり、以後、道台を介して領事と総督の文書による交渉が続いていくことになる<sup>(48)</sup>。

8月9日には、カールズ領事は、ペナンの常駐顧問官が領事に送付した、黄如雨とその父親がペナン生まれであるという、黄如雨の姉妹による宣誓証言を根拠にして、黄如雨の英籍を主張した<sup>(49)</sup>。

一方、8月24日に領事に届いた返答では、両江総督劉坤一は、黄如雨の姉妹と上海の華人の証言は、黄如雨がイギリス臣民に帰化したという言及がなくて信用できないとした。また、黄如雨自身の証言で彼が中国人だとする十分な証拠があるうえ、ペナン生まれで中国籍への登録がないとしても、長期間中国に居住しており、彼が中国人であることを放棄したという証拠にはならないとした。そのうえ、黄がイギリス人であるという証拠の提示が40日以内に行われるとしていたのに、遅延していることを指摘した<sup>(50)</sup>。

領事はこれに対して、黄は拘束されているので40日以内に証拠を提示することはできないと反論した。さらに総督に対してペナンの陳瑞吉・辜敏首による黄如雨とその父親がペナン生まれだとする7月29日付けの宣誓証言を送付していたが、総督が決定を撤回する可能性が低いと予想している<sup>(51)</sup>。

その後、カールズ領事の予測通り、総督は黄如雨の釈放要求を拒否し続けた<sup>(52)</sup>。一方で、

北京においても総理衙門とオコナー公使の間で交渉が始まり、その交渉の趣旨は10月11日には領事から道台側にも伝えられたが、道台側は釈放に応じず<sup>(53)</sup>、1人の人物が2つの国の特権を享受するのは理に合わない<sup>(54)</sup>と主張している。

11月25日になると、黄如雨の家族によって、黄が病気にもかかわらず、牢獄で鎖につながれて横になることができず、会話することも困難な状態にあることが領事に伝えられた。領事はただちに道台にそのような処罰は事態を複雑にするだけであるとして、真偽を問いただしたが、道台はこれは総督の命令で行われたと返答している。これに対し、領事は人道の面から鎖を外すように要求したが<sup>(55)</sup>、道台は黄が病気ではないと返答している<sup>(56)</sup>。その後、領事の要求は続き、12月3日の道台からの照会で黄が鎖を外されたことが伝えられたが、黄は中国人であり、中国法で裁くという道台側の主張に変化はなかった<sup>(57)</sup>。この黄に対する虐待の意図は不明であるが、黄のような人物に対する見せしめ的な意味合いはあったかもしれない。

12月7日、領事は黄如雨のイギリス籍を照明する証拠をすべて携え、南京を訪れて総督と面会を求めた。その際、総督は体調不良を理由に領事とは面会しなかったが、総督の領事へのメッセージでは、彼は道台を逮捕の件では譴責しなかったが、逮捕の理由について事前に領事に対して説明しなかったことについては譴責したと述べていた<sup>(58)</sup>。したがって、総督が道台による黄如雨の逮捕のプロセスを遺憾であるとイギリス側に伝えているということになるが、これは総督が紛争になったことを道台に責任転嫁するためなのかどうかは判然としない。

そしてこの訪問で、総理衙門からイギリス籍が証明された場合の黄の釈放命令が届いていたことも明らかになった。しかし、問題が解決するめどは立っていなかった。道台によれば、総督は黄が英臣民として扱われた場合、イギリス生まれの両親から生まれた数十万人の中国人は中国で中国人としての特権を全て享受し、イギリス人としての免責特権を主張するかもしれないということを懸念していたとされる<sup>(59)</sup>。

結局のところ、総督・道台側は、中国においてそもそも英籍華人の特権行使を認めたくないということで一貫していた。領事側は黄如雨のイギリス籍を照明する証拠書類を整えるのに努力していたが、そもそも総督・道台側はそうした証拠書類の有効性を認めるつもりはなかった。したがって、そうした領事の努力は、総督・道台との交渉では影響をもたなかったのである。

しかし、カールズ領事の証拠固めは、オコナー公使を通じて総理衙門に影響を与えていた。結局12月14日に黄如雨は保釈金を支払うことで道台と蔡鈞によって釈放された。翌日、領事は黄如雨を審問し、イギリス臣民として登録していなかったことと、パスポートを携

帯せず内地に赴いたという点で告発されたが、黄が清朝側に保釈金を支払っていたうえ、彼自身が蒙った苦しみを考慮して、罰金20ドルと経費支払いのみが課せられた<sup>(60)</sup>。

以上のように黄如雨の問題は解決したが、結局、公使と総理衙門の交渉によって解放されたのであり、総督らが解放に同意したわけではない。とはいえ、黄如雨の経済活動を事実上封じ込め、黄の拘束はその他の釐金逃れを試みる者達への見せしめとなったのであるから、総督・道台側は目的を達したとも言える。それでは、通過貿易が活発に行われていたにもかかわらず、なぜ黄如雨の紛争だけが大きな問題となったのだろうか、当時における通過貿易の状況をみることで、その手掛かりとしたい。

### Ⅲ 鎮江の通過貿易問題と「制度」

当時の通過貿易の実態を明らかにするために、ここでは黄如雨の事件と同年に公使に送られたカールズ領事の通過貿易に関する報告を中心に取り上げていきたい。

#### 1 輸入子口半税

まず、輸入子口半税について1893年2月のカールズ領事の報告は、次のように述べる。

1、輸入子口半税は外国人と同様に中国人に対して自由に発給されている。1891年に8635の子口半税単が外国製商品のために取得され、その（鎮江の）輸入総額が226万1780ポンドであったのに対し、〔子口半税による貿易は〕143万1425ポンドに達した。

2、子口半税単は外国人によって中国人のために頻繁に取得される。中国側当局はこの行為をよく知っているが、これに関しては無関心である。

3、しかし、証明書を利用した商品が内地の釐卡で阻止されたという例はほとんど当領事館には伝えられていない。もし〔そうした〕事件が発生すれば、海関税務司による事件の状況についての調査の後、規則が破られていない限り、当領事館と海関税務司が示した事実に基づき商品は解放される。調査は通常、2-3週間を要する。

私は、証明書を有する商品が通常、釐卡で税を支払わされるかどうかについて断言することはできない。恐らく、大部分の場合は、商品の通過手続きをはかどらせるために少額が支払われるのだろう。しかし宿遷県に近い淮関においては、輸入品と輸出品の如何や子口半税単の有無を問わず、淮陽道台によって課税される。

4、子口半税単に基づき内地に送られる商品は、私の確認した限り、途中で釐金を

支払う子口半税単なしの商品と同じ資格をもつ物として扱われる<sup>(61)</sup>。

したがって、輸入子口半税については、貿易は拡大しており、中国人による子口半税単の取得がなんら制限されることなく続いていたこと（表2参照）、子口半税単を有していても少額の費用が釐卡通過の際に必要であったこと、淮関においては、子口半税単が完全に無視されていたことが分かる<sup>(62)</sup>。つまり、輸入子口半税単は、地域によっては全く機能しない場合があったことになる。地方官が子口半税単の発行に無関心であったのは、実際に釐卡などにおいて事実上の課税が可能であったからであろう。

そして、中国人商人らの通過貿易の使用の判断については、

〔鎮江へのルートの〕途上の釐金支払いと比較して子口半税単の使用による〔釐金などの〕節約はほとんど全ての商品で異なり、また通過する釐卡数によっても異なる。鎮江の近隣の市場の規則ゆえ、子口半税単を提示するよりも釐金を支払う方が安価である。しかし、その規則は不変のものではなく、膨大な商品が20マイルと離れていないにもかかわらず揚州府に子口半税単に基づいて送られている<sup>(63)</sup>。

とされており、子口半税単使用の有無は商品や釐卡数、そして地域的な規則によって決まっていたといえるだろう。しかも地域的な規則が可変的であったとすれば、その利用される範囲は常に変化していたと思われる。

## 2 輸出子口半税

一方、輸出子口半税については、黄如雨の事件が発生する3年前の1890年6月のカールズ領事の報告は次のように述べている。

私は現在のシステムが満足に機能しているとは考えない。三聯単によってもたらされる商品が頻繁に釐卡で〔税を〕支払わされているという事態は明らかである。金針菜の場合、途中での課税額は1ピクルあたり5万文に達するといわれる。山東からの黒棗も通常課税されるという。そして他の多くの場合も、代理人たちは輸送の遅延にあうよりも、税の支払いが好都合であると気づいた<sup>(64)</sup>。

つまり、輸出通過貿易の場合においても実際に税が支払われていたのであり、商人はそれが有利だと判断して納税していた。1896年の鎮江商業会議所の報告においても、釐卡

における搾取は輸出税の1.5倍に達するが、中国人商人はそれでも輸出税の3倍に達する釐金を免れることによって利益を得ているとあり<sup>(65)</sup>、釐金における課税があったとしても、釐金支払いよりも有利であると判断されていることがわかる。

そして先述の1893年2月のカールズ領事の報告では次のように述べる。

1、三聯単は領事の要請によって道台によって発行され、商人に渡すために領事館に送付される。領事の面前では商品が外国人の所有物であるかどうかや、輸出のためであるかどうかという申告がなされることはない。しかし、三聯単発行の前に商人によって保証金が海関に寄託される。また以下の条件のもとで〔三聯単は〕発行される。(1) 商人は鎮江で強制されている地方ルール（鎮江章程）を遵守し、〔違反した場合〕当該商品の輸出税の6倍の罰金を支払う。(2) 規則の遵守を怠った場合、海関監督はその商品を押収する権利を有し、海関の要求が満たされるまでそれを差し押さえておくことができる。しかし、もし商品が外国に輸出されたなら、保証金は無効になる。

2、たまに釐金で商品が差し押さえられることを除けば、三聯単が釐金で尊重されないという〔イギリス商人からの〕不平はまれである。しかし、当地のイギリス商人は、彼らが利害関係をもつべき商品の扱いについてまったく無知である。私がより注意ぶかくこのシステムを調査すればするほど、三聯単に基づいて鎮江に送られるすべての商品に対して、小規模な強請が行われているだけでなく、公認の手数料が組織的に要求されていることをますます確信するようになってきている。

2つの異なる情報源から、私は三聯単に基づく商品へのこのような課税額が、通過税を上回ると推測する。ある事例では、三聯単に基づく商品に対して生産地の知府は2.5ドルから5ドルの税を要求する。それに加え、500両の価値のある100ピクルの金針菜にたいして〔輸送〕途上にある異なる当局が18.5ドル、15ドル、6ドルを課税する。淮関で重い税が課せられるのはほとんど疑いない<sup>(66)</sup>。

つまり、釐金における紛争は稀であったものの、三聯単によって鎮江に送られる全ての商品に対して小規模な強請だけでなく、組織的な「課税」が公的に行われていたのである。さらに、カールズ領事の報告によれば、現地の行商人が課税されなかったのに対し、外国人の代理人は課税されていたとあり<sup>(67)</sup>、課税・非課税は商品輸送の担い手が誰であるかによって決まっていた可能性がある。

以上のように、通過貿易は、輸出入を問わず、実質的には地方官僚による課税が行われていたことが分かる。そして、それが中国人商人によって支払われているため、外国人商

人はその存在にすら気づいていないことがうかがえる。また、通過貿易が有利であるかどうかは商品や輸送ルート、地域的な規則によって異なり、実際問題として、中国人商人でなければ、その判断がつかなかったことが予想される。

そして、1897年6月のカールズ領事の報告でも、

5月27日に商業会議所から、江蘇および近隣の省における大運河やその他の内陸水路の釐卡において三聯単がカバーする内地産品に対する違法な課税を通じて条約が破られているという書簡が届いた。その書簡によれば、安徽省の亳州から鎮江までの100ピクルの製品に対する三聯単は、途中で3万文を支払い、そのうち5000文は三聯単から通過証明書の交換のために支払われる。さらに、鎮江の三聯単は安徽省当局に完全に無視されており、安徽省では三聯単を通過証明書に交換した後で落地税が製品に課税される習慣があり、その公的な〔落地税の〕領収書は通過証明書の代わりに様々な釐卡において有効であった<sup>(68)</sup>。

とされており、安徽省などの内地においては、三聯単を通過証明書に交換したうえ、さらに地方官僚による落地税の領収書が有効になるというような、何重もの独特の制度が存在し、最終段階では通過貿易の姿が見えなくなっていることが分かる。

### 3 通過貿易の拡大と変容

では、こうした通過貿易が機能せず、本来の意味を失って変容を迫られた原因はどこにあったのだろうか。1893年の報告の最後の部分で、カールズ領事は次のように述べる。

当地における三聯単発行のシステム全体があまりに変則的であるので、私がこれに満足することは困難である。しかし、システムは円滑に機能しており、実質的に外国製品に対する購買力を高めており、また一方で海関や地方当局の固定的な歳入を増大させている。

イギリス人商人が何ら所有権のない中国人の商品の保護のために名義を貸すのは好ましいことではないが、こうした行為は中国当局が認知するなかで公然と行われており、中国当局はそれが廃止されるべきで遺憾だと考えていると思われる。そうした商品の中で恐らく100件に1件も外国人が所有しているものはない。

〔三聯単の〕濫用を導く商品に対する外国人の利害が欠如していたことから、領事がそれに気づくことは決してない。商品が途中で不法な課税をされるのは、まったく



もって、〔外国人が自らの名義で発行した三聯単の〕商品の運命に対して利害をもたなかったことの結果である。淮関における不法行為をイギリス商人が私に知らせることはなかった。そしてイギリス人商人らの中国人顧客はそのことやあるいは他の同様の課税に関するいかなる詳細についても伝えることを非常にいやがった<sup>(69)</sup>。

ここからは、名義貸しが通過貿易の変容に寄与していることがうかがえる。つまり、名義を貸したイギリス商人たちが、彼らの名義で運ばれる商品に利害関係をもたないために、そうした商品についての課税を知ることもなく、また恐らく中国人商人たちは現地官僚との紛争を恐れてイギリス領事にこうした情報を伝えることはなかったのである。

そして、領事自身は鎮江章程の改訂によって、三聯単の有効期限を変更することにより事態を改善することを期待しているが<sup>(70)</sup>、これは道台側と交渉して正式な規則となることはなかった。

一方で道台側も1893年9月、三聯単に対する新たな規則を導入し、外国商社に雇われて内地から商品を搬出するのと同じ名前の中国人が同じ目的で別の商社から申請した場合、発行を認めないということを決めようとしたが、これはイギリス領事とアメリカ領事の同意を得られなかった<sup>(71)</sup>。

このように三聯単発行の規制が失敗する中で、発行数は増大することになり(表2参照)、保証金の手続きなどによるイギリス領事館の負担が大きくなっていった。1896年にカールズ領事は年始に全体をカバーする保証金が委託されるべきだとアメリカ領事に提案して同意を得て、マクドナルド(Sir C. M. MacDonald)公使にこうした方式を提案したが<sup>(72)</sup>、これも実行された形跡はない。

以上のように、通過貿易の制限や手続き簡略化の試みが失敗する中で、1896年には通過貿易に関する規定の変更にもなって中国人も外国人と同じように輸出通過貿易を利用できるようになった。そして、通過貿易のビジネスを行う中国人は2つの商店を開くことが可能になり、また外国人に対して認められているのと同数の三聯単を得ることができるようになった<sup>(73)</sup>。これは、輸出についても、実質上中国人商人が通過貿易を担っていることの追認といえるだろう。もはや輸出通過貿易は外国人だけが利用できる条約特権ではないことがはっきり明示されたのである。

また、鎮江と上海の競争についてみると、上海において鎮江周辺の産品を対象にした三聯単発行が停止され、1897年には鎮江における発行数が激増していくことになる<sup>(74)</sup>。

1897年7-9月にかけて、イギリス領事館で発行された輸出品向け子口半税単数は1600に達しており、その全てが中国人の所有する商品に対するものであった。そして子口半税

単の手数料は4500ドルが支払われており、それによって領事館財政が独立できるような状況になっていた<sup>(75)</sup>。したがって、通過貿易は鎮江イギリス領事館財政に貢献していたから、領事も通過貿易統制については、積極的になる動機が失われていたかもしれない。それが結果的に中国人商人が利用する通過貿易を拡大させ、外国人が統制できなくなることで、通過貿易の変容を進展させた可能性は高い。

## お わ り に

---

以上のように、鎮江章程導入後においても、輸出・輸入を問わず、子口半税を支払った商品に対して内地において組織的に課税が行われることにより、通過貿易の変容が進んでいた。そして、子口半税単発行数の増大は、それを後押しするものであっただろう。

本来、通過貿易は「自由貿易」という開港場にもたらされた欧米の「制度」が内地に伸長していくはずのものであった。しかし実際には伸びていった「制度」は内地の地方官僚とその徴税機構が形成する何重もの「制度」に取り込まれ、組織的に課税されることになった。これは通過貿易の内地の「制度」への包摂といえるだろう。つまり、通過貿易は自由貿易を体現するというよりも、釐金の割引証程度の意味をもつものになってしまっていたのである。こうして内地の「制度」に取り込まれていくことによって、「自由貿易」を体現するはずの通過貿易、つまり欧米の「制度」は本来の意味を失っていったのである。そしてこれは、通過貿易を利用する中国人商人達が内地の徴税機構の要請に応じた事によって生じていた。特に鎮江の場合は、外国人商人が中国人商人に名義を貸していて、実際の貿易がほとんど中国人商人によって行われていた事が、こうした事態を後押ししていた。

これに対し、内地における通過貿易対象商品への課税を妨害する英籍華人黄如雨の行動は、こうした「制度」への挑戦であった。それゆえ黄は清朝地方官側に逮捕され、中英間の紛争となった。黄如雨は釈放されたとはいえ、結果的にその内地における活動は失敗に終わっている。つまり、既存の「制度」に従わない人間、あるいは純粹に不平等条約を利用するような人間は、通過貿易を使用すること、あるいは内地で活動することが許されなかったのである<sup>(76)</sup>。これは、廈門周辺で英籍華人の経済活動が清朝地方官僚によって封じ込められたことと一致している<sup>(77)</sup>。

それでは、こうした内地の「制度」は、鎮江の通過貿易だけにみられたのであろうか。恐らく、そのようなことはないであろう。全国的に通過貿易が大幅に拡大することがなかったことから、同様の「制度」が全国各地に形成されたことが予想される。通過貿易が発

展した地域においても、通過貿易対象商品に対する何らかの課税はなされていた可能性が高い。紛争は、恐らく「規定」の税金を払わない際に発生したのであろう。清末中国の内地の「制度」は、欧米の「制度」と接触・衝突することによって、衝撃を受けて解体されるどころか、むしろ次々と新たに生成していたのである。そして、変容を迫られていたのは中国内地の「制度」ではなく、欧米の「制度」の側であった。

註

- (1) 本論においては、制度を「規範」「ルール」「常識」といったものと、それによって生み出される「秩序」という広い範囲で用いたい。「制度」についての筆者の考えについては、村上衛『海の近代中国——福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会、2013年、6-8頁を参照。
- (2) Motono, Eiichi, *Conflict and Cooperation in Sino-British Business, 1860-1911: The Impact of the Pro-British Commercial Network in Shanghai*, London: Macmillan Press, 2000, pp. 36-37.
- (3) 鎮江からの江北運河航路は、大運河で徐州方面、清江浦で大運河を離れて安徽省から河南省の周家口方面、仙女廟を経て泰州にむかう航路の3線があった。東亜同文会編『江蘇省』（『支那省別全誌』第15巻）東亜同文会、1920年、290-291頁。
- (4) 鎮江が太平天国軍に占領されたのは1853年3月-1857年12月である。さらに、1860年に江南に侵攻した太平天国軍は、3度にわたって馮子材らの率いる清軍の防守する鎮江を攻撃して撃退されている。王明前「1860年太平天国鎮江攻防戦述評」『鎮江高専学報』第19巻第2期、2006年4月。
- (5) P. D. Coates, *China Consuls: British Consular Officers, 1843-1943*, Hong Kong: Oxford University Press, 1988, p. 147.
- (6) 『鎮江港史』編審委員会編『鎮江港史』人民交通出版社、1989年、55-65、69-70頁、張立主編『鎮江交通史』人民交通出版社、1989年、140-150、164-166頁。
- (7) 濱下武志『中国近代経済史研究——清末海関財政と開港場市場圏』東京大学東洋文化研究所、1989年、374頁。
- (8) 林満紅「清末本国鴉片之替代進口鴉片（1858-1906）」『中央研究院近代史研究所集刊』第9期、1980年、400-401頁。
- (9) 前掲濱下『中国近代経済史研究』372-377頁。
- (10) 同前375-377頁。1899年の通過貿易をみると、輸入は江蘇向け45%、河南向け25%、山東向け20%、安徽向け10%で、輸出は蘇北からが48%、河南からが28%、安徽からが20%、山東からが4%であった。China Imperial Maritime Customs（以下CIMCと略す）、Trade Reports and Trade Returns 1899, p. 262.
- (11) 前掲濱下『中国近代経済史研究』379-380頁。
- (12) 「発給三連報単如何繳回暫行章程十條（Provincial Rules for the Issue and Surrender of Transit Passes (Outward) at the Port of Chinkiang）」。
- (13) Motono, *op. cit.*, pp. 35-53. 本野英一『伝統中国商業秩序の崩壊——不平等条約体制と「英語を話す中国人」』名古屋大学出版会、2004年、129-143頁。

- (14) 本稿で用いたのは次の史料である。Great Britain Foreign Office (以下 FO と略す)、Embassy and Consular Archives. China: Correspondence Series I (以下 FO228 と略す)。
- (15) FO228/609, Davenport to Fraser, Encl. in Separate, Feb. 2, 1878.
- (16) FO228/609, Allen to Fraser, No. 4, May 15, 1878.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*
- (19) CIMC, Trade Reports and Trade Returns 1885, p. 142.
- (20) CIMC, Trade Reports and Trade Returns 1886, p. 145.
- (21) CIMC, Trade Reports and Trade Returns 1889, p. 161.
- (22) FO228/862, Encl. in Oxerham to Walsham, Separate, May 2, 1888.
- (23) FO228/862, Encl. in Hopkins to Walsham, Jan. 15, 1890.
- (24) FO228/829, Encl. in Oxerham to O'Connor, No. 7, Feb. 23, 1886.
- (25) イギリス側がこうした中央と地方という二分法にとらわれがちであったことについては岡本隆司『近代中国と海関』名古屋大学出版会、1999年、285-287、296-304頁を参照。
- (26) 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会、2004年、141頁。王爾敏『淮軍志』中央研究院近代史研究所、1967年、282頁。
- (27) 羅玉東『中国釐金史』商務印書館、1936年、232-235頁。
- (28) CIMC, Trade Reports and Trade Returns 1888, p. 159.
- (29) 廈門において英籍華人が引き起こした紛争については、前掲村上『海の近代中国』228-256、389-446頁を参照。
- (30) 鎮江において英籍華人の保護に関わる問題は、1878年に Chok Kuan Liok がイギリス領事に保護を求めたものの、最終的にイギリス公使フレイザーの同意を得られずペナンに戻った事件のみである。FO228/609, Allen to Fraser, No. 2, April 29, 1878; FO228/609, Allen to Fraser, No. 6, May 30, 1878. なお、同年4月の報告でも、鎮江の英籍華人は1名のみとされている。FO228/609, Allen to Fraser, No. 1, Apr. 8, 1878.
- (31) FO228/1117, Carles to O'Connor, No. 17, June 11, 1893; FO228/1117, Carles to O'Connor, No. 18, June 12, 1893.
- (32) FO228/1117, Carles to O'Connor, No. 17, June 11, 1893.
- (33) *Ibid.*
- (34) 前掲村上『海の近代中国』395、436-437頁。
- (35) FO228/1117, Carles to O'Connor, No. 24, July 7, 1893.
- (36) FO228/1117, Carles to O'Connor, No. 17, June 11, 1893.
- (37) FO228/1117, Encl. in Carles to O'Connor, No. 20, June 15, 1893.
- (38) FO228/1117, Carles to O'Connor, No. 24, July 7, 1893.
- (39) *Ibid.*
- (40) *Ibid.*
- (41) *Ibid.*
- (42) FO228/1117, Carles to O'Connor, No. 23, June 22, 1893; FO228/1117, Carles to O'Connor, No. 24, July 7, 1893.
- (43) FO228/1117, Carles to O'Connor, No. 24, July 7, 1893; FO228/1117, Carles to O'Connor, No. 28, Aug. 16, 1893.

- (44) FO228/1117, Incl. in Carles to O'conor, No. 34, Oct. 20, 1893; FO228/1117, Carles to O'conor, No. 34, Oct. 20, 1893.
- (45) FO228/1117, Incl. in Carles to O'conor, No. 34, Oct. 20, 1893.
- (46) FO228/1117, Carles to O'Conor, No. 23, June 22, 1893.
- (47) FO228/1117, Carles to O'Conor, July 1, 1893; FO228/1117, Carles to O'Conor, No. 24, July 7, 1893.
- (48) FO228/1117, Carles to O'Conor, No. 28, Aug 16, 1893.
- (49) *Ibid.*
- (50) FO228/1117, Carles to O'Conor, No. 29, Aug. 25, 1893.
- (51) *Ibid.*
- (52) FO228/1117, Carles to O'Conor, No. 31, Sept. 13, 1893.
- (53) FO228/1117, Carles to O'conor, No. 34, Oct. 20, 1893.
- (54) FO228/1117, Incl. in Carles to O'conor, No. 34, Oct. 20, 1893.
- (55) FO228/1117, Carles to O'conor, No. 37, Nov. 27, 1893.
- (56) FO228/1117, Carles to O'conor, No. 38, Nov. 28, 1893.
- (57) FO228/1117, Carles to O'conor, No. 39, Dec. 4, 1893.
- (58) FO228/1117, Carles to O'conor, Private, Dec. 8, 1893.
- (59) FO228/1117, Carles to O'Conor, No. 41, Dec. 11, 1893.
- (60) FO228/1117, Carles to O'Conor, No. 43, Dec. 19, 1893.
- (61) FO228/1117, Incl. No. 1 in Carles to O'Conor, No. 3, Feb. 4, 1893.
- (62) 淮関のみは、輸入子口半税への課税に対する苦情が呈されていた。FO228/1117, Incl. No. 1 in Carles to O'Conor, No. 3, Feb. 4, 1893.
- (63) FO228/1117, Incl. No. 1 in Carles to O'Conor, No. 3, Feb. 4, 1893.
- (64) FO228/886, Carles to Walsham, No. 4, June 28, 1890.
- (65) FO228/1252, Carles to MacDonald, No. 4, Feb. 16, 1897.
- (66) FO228/1117, Incl. No. 1 in Carles to O'Conor, No. 3, Feb. 4, 1893.
- (67) *Ibid.*
- (68) FO228/1252, Carles to MacDonald, Separate, Apr. 2, 1897.
- (69) FO228/1117, Incl. No. 1 in Carles to O'Conor, No. 3, Feb. 4, 1893.
- (70) *Ibid.*
- (71) FO228/1117, Carles to O'conor, No. 32, Sept. 20, 1893.
- (72) FO228/1222, Carles to MacDonald, No. 15, Dec. 19, 1896.
- (73) CIMC, Trade Reports and Trade Returns 1896, p. 208.
- (74) FO228/1252, Carles to MacDonald, Separate, Jan. 26, 1897; CIMC, Trade Reports and Trade Returns 1896, p. 208.
- (75) FO228/1252, Carles to MacDonald, Separate, Oct. 7, 1897.
- (76) こうした内地の「制度」を乗り越えるには、本野英一が指摘する薛福成との関係を利用した薛南溟の事例のように、全国レベルの中国人有力者の影響力を利用するという、同じ内地の論理を利用する以外に方法はなかったのだろう。前掲本野『伝統中国商業秩序の崩壊』144-159頁。
- (77) 前掲村上『海の近代中国』401-414頁。